

# 令和4年度柏崎市社会福祉協議会非常勤職員募集要項

次のとおりふれあい給食配達員（土日勤務）の非常勤職員を募集します。

**1 受付期間** 随時受付けています。ただし、募集定員に達した場合、募集を締切ることがありますので御承知おきください。

市販の履歴書に必要事項を記入（顔写真添付）し、本会まで御提出ください。受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後5時まで

## 2 採用職種、採用予定数、受験資格等

職 種	採用人数	受 験 資 格
給食配達員 （土日配達）	1名	学歴不問・年齢不問 以下の資格を有する方 普通自動車免許（AT限定可）

## 3 申し込み資格

住 所 採用時に当会配属先事業所に、通勤可能な方

※ ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

(1) 被後見人及び被保佐人

(2) 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの方。

(3) 日本国憲法制定の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した方。

## 4 勤 務 地

柏崎市総合福祉センター（柏崎市豊町3番59号）

## 5 試験日時及び試験場所

日 時 履歴書提出後、7日以内に面接日をお知らせします。

場 所 柏崎市豊町3番59号 柏崎市総合福祉センター 0257-22-1411

方 法 面接試験

## 6 合格者の決定通知及び採用

試験の可否については、面接日から10日以内に電話で通知いたします。採用日については相談の上決定します。

## 7 給 与 等

(1) 給 与 社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会雇用契約職員に関する細則によります。

時 給 土・日曜日：990円 月から金曜日の勤務及び研修：890

※月から金曜日に勤務する配達員がシフトの都合で不足する場合や採用後、配達するコースを覚えていただくための研修のために平日に勤務をお願いする場合があります。平日に勤務する場合の時給は、890円となりますので御承知おきください。

- (2) 手当 雇用契約職員に関する細則に基づく通勤手当
- (3) 雇用期間 採用の日から令和5年3月31日（更新可能性有り）  
（更新の可能性あり。更新後の契約期間は1年間になります。）
- (4) 勤務時間 午前9時30分～午後0時30分
- (5) 休日 月～金
- (6) 業務内容 柏崎市内の高齢者宅に安否確認を兼ねて、昼食弁当を配達します。1日につき15件から20件程度を配達していただきます。配達後は、翌日の発注、業務日誌を記入等の事務作業をしていただきます。
- (7) 福利厚生 年次有給休暇、無期転換制度あり。労災保険に加入します。詳細は、本会雇用契約職員の細則によります。

## 8 受験手続

### (1) 申込方法

市販の履歴書に所要事項を記入し、写真（上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm、過去3か月以内）

1枚貼付（裏面に撮影年月日・氏名記入のこと）を添付し、社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会総務課に直接持参するか、郵送してください。

### (2) 記入の注意等

- ① 記載は、全て黒ボールペン等を用いてください。
- ② 数字は、全て算用数字を用いてください。
- ③ 記載事項に不正があると採用資格を失うことがあります。
- ④ 郵送で履歴書を提出する場合は、簡易書留等確実な方法をとってください。

## 9 照会等

この試験について御不明な点がございましたら、下記に連絡ください。

社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会

〒945-0045 柏崎市豊町3番59号 柏崎市総合福祉センター内

TEL (0257) 22-1411 ( 担当：総務課 松原、村田 )